

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 木曾三川下流部の取組方針

平成 28 年 10 月 18 日

みずぼうさいきょうぎかい
木曾川下流水防災協議会

海津市、愛西市、津島市、弥富市、蟹江町、飛島村、桑名市、木曾岬町
岐阜県 西濃県事務所・大垣土木事務所
愛知県 尾張県民事務所海部県民センター・海部建設事務所
三重県 桑名地域防災総合事務所・桑名建設事務所
(独)水資源機構 中部支社
気象庁 岐阜地方气象台・名古屋地方气象台・津地方气象台
中部地方整備局 木曾川上流河川事務所・木曾川下流河川事務所

目 次

1. はじめに	1
2. 本協議会の構成委員	4
3. 流域の概要と水防災に対する主な懸案	5
4. 現状の取組状況と課題	7
5. 減災のための目標	17
6. 概ね5年間で実施する取組	18
7. フォローアップ	22

1. はじめに

木曾川水系は、長野県木曾郡木祖村の鉢盛山（標高 2,446m）を源とする木曾川と、岐阜県郡上市の大日ヶ岳（標高 1,709m）を源とする長良川、岐阜県揖斐郡揖斐川町の冠山（標高 1,257m）を源とする揖斐川の 3 河川を幹川とし、山地では峡谷をなし、それぞれ濃尾平野を南流し、我が国最大規模の海拔ゼロメートル地帯を貫き、伊勢湾に注ぐ、流域面積 9,100km²の我が国でも有数の大河川である。地域では、これら 3 河川を木曾三川と呼んでいる。

岐阜県、愛知県、三重県にまたがる木曾三川下流部は、我が国最大の海拔ゼロメートル地帯を有する濃尾平野に位置し、昭和 34 年 9 月の台風第 15 号（伊勢湾台風）では、死者・行方不明者 5,098 名、床上浸水家屋 157,858 棟、浸水面積 310km²、最大浸水期間 120 日以上という甚大な被害を受けるなど、水災害に対して脆弱な地形となっており、洪水や高潮により破堤氾濫が発生すれば、大きな被害が発生する可能性がある。

また、平成 26 年 11 月に公表された IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 5 次評価報告書統合報告書においては、気候システムの温暖化について疑う余地はないことが示されており、地球温暖化が進行すると、今後、さらに水災害の頻発化・激甚化が懸念されている。

このような背景の中、木曾三川下流部においては、平成 22 年 2 月に、高潮・洪水時の浸水の早期解消ならびに地震時の地域の応急活動への寄与を目的とし、「木曾三川下流部広域防災ネットワーク検討会」を設立し、木曾三川下流部広域防災ネットワーク構築に向けた検討を行うとともに、平成 25 年 1 月には、木曾三川下流部が広域に浸水しても犠牲者ゼロを実現するために必要な広域避難施策とは何かを検討し、その必要事項の具体化を図り、ひいては東海地方のゼロメートル地帯を対象とした広域的な危機管理行動の実現の一助となることを目的に、沿川 5 市町（桑名市、木曾岬町、弥富市、愛西市、海津市）とともに「木曾三川下流部 高潮・洪水災害広域避難検討会」を設立し、平成 27 年 10 月には、広域避難実現に向け取り組むべき内容等について、「木曾三川下流部 高潮・洪水災害広域避難計画策定に向けたアクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）としてとりまとめた。また平成 28 年 10 月からは、アクションプランの策定により、取り組むべき内容を検討する段階から、取り組みを着実に実施し、広域避難を実現していく段階に移行したことから、はん濫域にある 3 市町村（津島市、蟹江町、飛島村）を新たに加え、8 市町村による広域避難実現に向けた組織「木曾三川下流部 広域避難実現プロジェクト」を設立したところである。

一方、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊

するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生し、またこれらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて」が答申された。この答申を踏まえ、国土交通省は平成 27 年 12 月 11 日、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、平成 32 年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととした。

木曾三川下流部においても、平成 27 年関東・東北豪雨における大規模な浸水被害の発生や地球温暖化の進行による水災害の頻発化・激甚化が懸念される中、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風における高潮・洪水により広範囲かつ長期間の浸水被害を経験したことを受け、再び施設能力を上回るような高潮や洪水が発生することを前提として、関係市町村や県等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことで、「水防災意識社会」を再構築することを目的に、木曾三川下流部の氾濫域にある 8 市町村（海津市、愛西市、弥富市、桑名市、木曾岬町、津島市、蟹江町、飛島村）と県（岐阜県、愛知県、三重県）、（独）水資源機構中部支社、気象庁（岐阜地方気象台、名古屋地方気象台、津地方気象台）、中部地方整備局（木曾川上流河川事務所、木曾川下流河川事務所）において、平成 28 年 7 月 6 日に「木曾川下流水防災協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。

本協議会では、水防災に関する現状及び課題を踏まえ、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実現するために、平成 32 年までに各構成機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項について検討を進め、今般、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく木曾三川下流部の取組方針」（以下「本取組方針」という。）としてとりまとめたものである。

その骨子は以下のとおりである。

- ① 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動（広域避難含む）のための取組を進めていく。
- ② 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組を進めていく。
- ③ 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防・排水活動の取組を進めていく。

- ④ 河川管理者によるハード対策（洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策、その他防災・減災に備えるハード対策）を進めていく。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に開催する協議会において、対策の進捗状況の共有や、必要に応じて本取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととしている。

なお本取組方針は、本協議会規約第5条に基づき作成したものである。

※この協議会で対象とする木曾三川下流部とは、木曾三川直轄管理区間のうち、図-1に示す木曾川下流河川事務所管内を対象としたものである。

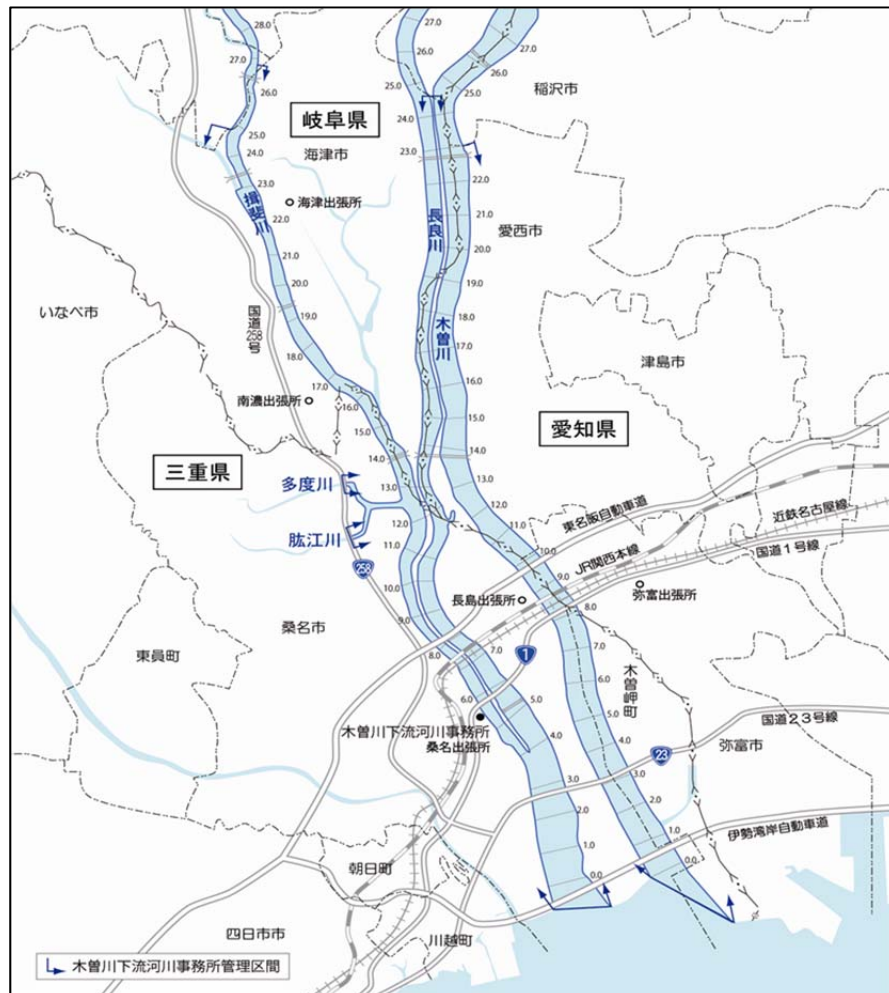


図-1 木曾川下流河川事務所管内図

2. 本協議会の構成委員

本協議会の構成委員とそれぞれの構成委員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は以下のとおりである。

		構成機関	構成委員
市町村		海津市 愛西市 津島市 弥富市 蟹江町 飛島村 桑名市 木曾岬町	市長 市長 市長 市長 町長 村長 市長 町長
県	岐阜県	西濃県事務所 大垣土木事務所	所長 事務所長
	愛知県	尾張県民事務所 海部県民センター 海部建設事務所	センター長 事務所長
	三重県	桑名地域防災総合事務所 桑名建設事務所	所長 所長
(独)水資源機構		中部支社	事業部長
国土交通省	気象庁	岐阜地方气象台 名古屋地方气象台 津地方气象台	台長 台長 台長
	中部地方整備局	木曾川上流河川事務所 木曾川下流河川事務所	事務所長 事務所長

3. 流域の概要と水防災に対する主な懸案

(1) 流域の特性

木曾三川下流部は、我が国の三大経済圏の1つである中部圏の中央に位置し、名古屋市から近く高速道路や幹線国道も整備され、立地条件がよいことから、地域には国家戦略特区「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」を担う企業など、日本を代表するものづくり企業が集積しているほか、全国屈指の大型レジャー施設をはじめとする多くの観光資源も有しており、また、河川の豊富な水の恩恵を受け、トマトやレンコンなど農産物の有数の産地となっている。

一方で、地形的には低平地が広がり、特に名古屋市港区付近から津島市・岐阜県養老町付近を結ぶ線より南側では、我が国最大の海拔ゼロメートル地帯となっている。また高度経済成長期には、地下水の過剰な汲み上げ等により急速に地盤が低下したが、現在では地下水の揚水規制が行われ、沈下は沈静化傾向となっているが、依然、地盤は海面下にある。そのため、洪水や高潮により堤防から越水、決壊氾濫した場合には、極めて甚大な被害が発生すると予測される。

(2) 過去の洪水による被害状況

木曾三川下流部においては、昭和34年9月に発生した台風第15号（伊勢湾台風）により、甚大な被害を受けて以降、大規模な浸水被害を伴う水害が発生していない。

昭和34年9月洪水（伊勢湾台風）

昭和34年9月26日、和歌山県潮岬に上陸した台風第15号（伊勢湾台風）は、低気圧と激しい風による海面上昇が驚異的な高潮を発生させ伊勢湾一帯を襲い、愛知・岐阜・三重の東海三県において死者・行方不明者4,645人、被災者数120万人に達する未曾有の大惨事をもたらした。

特に大きな被害を受けたのは人家の密集している名古屋市南部及び西部・愛知県海部郡一帯・三重県桑名市及び桑名郡一帯の木曾三川河口部付近で、堤防決壊により、堤内地は一瞬にして泥水の下となった。

海水の浸水は310km²の地域にも及びそのうち230km²は浸水期間が2ヶ月以上も続いた。

(3) 広域避難に向けた取組

気候変動により将来起こりうる巨大台風襲来によって、木曾三川下流部において生じうる高潮・洪水災害による“犠牲者ゼロ”を実現するためには、浸水想定区域外への適切な広域避難誘導とそのための計画が必要となっており、また巨大台風襲来に伴い木曾三川下流部において生じうる大規模な高潮・洪水災害の危険性や広域避難の必要性について、地域社会（行政・住民双方）においてそれに備える社会的気運を醸成し、問題意識を共有しながら、広域避難等に関する課題を解決していくことが重要となっている。

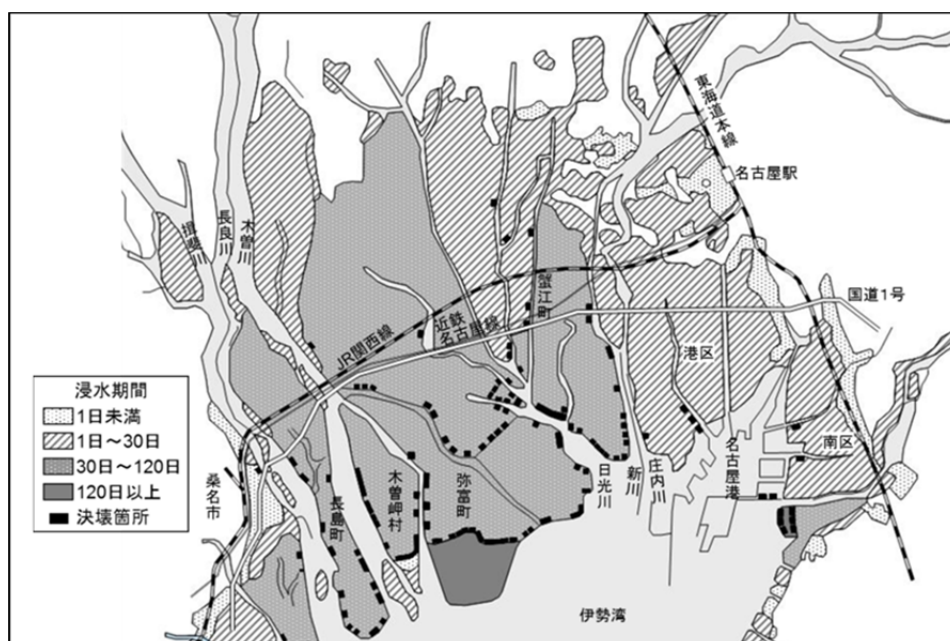
このような背景から、木曾川下流河川事務所及び沿川5市町（桑名市、木曾岬町、弥富市、愛西市、海津市）等において、平成25年1月に「木曾三川下流部 高潮・洪水災害広域避難検討会」を設立し、平成27年10月には、木曾三川下流部高潮・洪水災害広域避難計画を策定するために、平時より木曾川下流河川事務所及び沿川5市町等が実施・解決すべき課題等について、アクションプランとしてとりまとめた。

またアクションプランの策定により、取り組むべき内容を検討する段階から、取り組みを着実に実施し、広域避難を実現していく段階に移行したことから、はん濫域にある3市町村（津島市、蟹江町、飛鳥村）を新たに加え、8市町村による広域避難実現に向けた組織「木曾三川下流部 広域避難実現プロジェクト」を平成28年10月に設立した。本プロジェクトでは、3市町村拡大に伴うアクションプラン等の拡充を図るとともに、各市町村による取り組みの発信や、市町村の枠を越え地域全体で検討すべき内容に関する意見交換を行うことで、地域社会における社会的気運の醸成を図りつつ、適時・的確な広域避難誘導の実現に向けた計画を策定していくこととしている。

（4）水防災に対する地域特性

木曾三川下流部が抱える水害に対する地域特性は以下のとおりである。

- ① 我が国最大の海拔ゼロメートル地帯に位置するため、洪水や高潮で堤防が被災した場合、
 - ・ 広い範囲にわたって浸水被害が生じるおそれ
 - ・ 浸水被害が長期化するおそれ（伊勢湾台風では最長120日以上浸水）
 - ・ 下流部市街地で甚大な被害が想定



伊勢湾台風による決壊箇所と浸水状況

出典：伊勢湾台風復旧工事誌上巻

- ② 昭和 34 年に発生した伊勢湾台風以降、大規模な浸水被害を伴う水害が発生していないため、
 - ・水害を経験した職員・水防団員の少数化、高齢化
 - ・水害や地理的特性（海拔ゼロメートル地帯）に対する住民の意識が希薄
- ③ 洪水・高潮による犠牲者ゼロを目指し、沿川 5 市町と連携し「木曾三川下流部高潮・洪水災害広域避難検討会」を設置し、検討を進めてきたため、
 - ・自治体間での危機意識の共有が図れている

4. 現状の取組状況と課題

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の水害において、多数の孤立者が発生する要因の一つとなった避難勧告等の発令の遅れや住民の自主的避難が十分ではなかったことは、これまでの水害対策に課題があることを浮き彫りにした。

本協議会では、平成 27 年関東・東北豪雨における大規模な浸水被害の発生や地球温暖化の進行による水災害の頻発化・激甚化が懸念される中、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風における高潮・洪水により広範囲かつ長期間の浸水被害を経験した木曾三川下流部において、再び施設能力を上回るような高潮や洪水が発生することを前提とした上で、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の水害を教訓としつつ、各構成機関における現状の取組状況と課題を次の 5 つに区分し、抽出した。

- 1) 円滑かつ迅速な避難行動のための取組の現状と課題
 - ・情報伝達・避難計画等に関する事項
 - ・避難に資する整備等に関する事項
- 2) 地域住民の防災意識向上のための取組の現状と課題
 - ・住民等への周知・教育・訓練に関する事項
- 3) 的確な水防活動のための取組の現状と課題
 - ・水防活動・水防体制に関する事項
 - ・市町村庁舎等の水害時における対応に関する事項
- 4) 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組の現状と課題
 - ・氾濫水の排水に関する事項
- 5) 河川管理施設の整備に関する取組の現状と課題
 - ・河川整備に関する事項
 - ・その他防災・減災に資する整備に関する事項

区分毎、各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。

※青書きは、「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」で取り扱う課題

1) 円滑かつ迅速な避難行動のための取組の現状と課題

事項	項目	内容	現状・課題	
情報伝達・避難計画等に関する事項	河川水位等の情報提供等	洪水予報の提供	<u>現状</u> <ul style="list-style-type: none"> ・雨量の状況、河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」（木曾川下流河川事務所・地方気象台共同）を発表し、自治体等へ伝達 ・川の防災情報や気象庁 HP で「洪水予報」を一般に公開 ・各市町村において、洪水予報について、地域防災計画等に位置付け 	1-A
			<u>課題</u> <ul style="list-style-type: none"> ・発表している内容や用語等の情報が分かりにくい ・公開した洪水予報に関する情報を住民が入手していない ・洪水予報の意味や洪水予報を踏まえ対応すべきことに対し、住民の理解の向上が必要 	
		ホットラインの実施	<u>現状</u> <ul style="list-style-type: none"> ・木曾川下流河川事務所から首長に対し、直轄管理区間に決壊、越水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、情報伝達（ホットライン）を実施 ・各市町村において、ホットラインの位置付けについて役所内に周知 ・気象台において、ホットラインによる即時的な解説、助言を実施 	1-B
			<u>課題</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ホットラインにおける報告内容に関する事前調整が不十分 ・ホットラインの訓練が未実施 	

事項	項目	内容	現状・課題	
情報伝達・避難計画等に関する事項	河川水位等の情報提供等	タイムラインの策定	<u>現状</u> <ul style="list-style-type: none"> 一部の市との間で、「台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目したタイムライン」（以下「タイムライン」という。）を策定 気象台においてタイムライン策定に関する助言を実施 	1-C
			<u>課題</u> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫域にある一部の市町村とのタイムラインが未策定 	
避難勧告等の発令	避難勧告等の発令	避難勧告等の発令	<u>現状</u> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村において避難勧告等を発令 各市町村において、地域防災計画等に避難勧告等の発令基準を記載 	1-D
			<u>課題</u> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村の避難勧告等の発令状況が、河川管理者、各市町村間で適時・適切に把握できていない 	
			<u>課題</u> <ul style="list-style-type: none"> 犠牲者ゼロ実現に向け、気象情報を活用した早期避難（台風上陸 36～24 時間前）の意思決定基準を定めることが必要 管内市町村の連携のもとで整合がとれた広域避難の意思決定を行うとともに、国や県なども含めた意思決定体制および指揮系統を整備することが必要 	1-E

事項	項目	内容	現状・課題	
情報伝達・避難計画等に関する事項	広域避難	避難場所の指定状況	<u>現状</u> ・各市町村において、避難場所として公共施設等を指定	1-F
			<u>課題</u> ・避難先の選定、拡充を図ることが必要 ・地区単位での避難先および避難経路の設定が必要 ・逃げ遅れた住民の避難誘導に向けて、自宅や高層建物への垂直避難当の緊急避難の方針、誘導方策の検討が必要	
		避難誘導の主体	<u>現状</u> ・避難誘導は市町村職員、消防団、自主防災組織、自治体、警察等が担っている	1-G
			<u>課題</u> ・時間が深夜の場合など、状況によっては人員を確保できない可能性がある ・豪雨の中、安全に誘導できない恐れが考えられる	
避難に資する整備等に関する事項	避難に資する設備等の整備	防災業務無線、広報車、避難に用いるバスの整備・確保状況	<u>現状</u> ・各市町村において、防災業務無線、広報車、避難に用いるバスを整備・確保	1-H
			<u>課題</u> ・広域避難におけるバスのニーズの把握が必要 ・バスのニーズをふまえて、民間事業者を含めバス等の輸送手段の確保が必要 ・効率的な避難者の輸送に向け、バス輸送のための集合場所、避難先、避難経路の設定が必要 ・バスだけでなく、鉄道の輸送能力を念頭に、広域避難における鉄道利用の方針について検討することが必要	

事項	項目	内容	現状・課題	
避難に資する設備等に関する事項	避難に資する設備等の整備	避難に関する協定締結	<u>現状</u> ・各市町村間で、避難等を含めた相互応援協定を締結	1-I
			<u>課題</u> ・避難所使用等に関する協定の締結推進が必要 ・受け入れ先の自治体および住民に、広域避難に関する必要性等について理解を求め、協力を仰ぐことが必要 ・広域避難の全体最適を求める際の、一部地域で生じる移動距離・時間の増加などに関する理解の促進が必要	
		避難に資する設備等の整備状況	<u>現状</u> ・住民に災害関連情報を周知するための標識（避難場所、想定浸水深）や避難誘導に係る案内看板・誘導灯を設置	1-J
			<u>課題</u> ・避難所の拡充に伴い、避難所までの案内看板等を随時拡充していく必要あり	

2) 地域住民の防災意識向上のための取組の現状と課題

事項	項目	内容	現状・課題	
住民等への周知・教育・訓練に関する事項	想定される浸水リスクの周知	浸水想定区域図、洪水、高潮ハザードマップの公表	<u>現状</u> ・木曾川下流河川事務所において、計画規模降雨を対象とした浸水想定区域図及び高潮・洪水氾濫が発生した場合の様子をシミュレーションで確認できる「木曾三川下流域『動く』高潮・洪水ハザードマップ」をHPで公表 ・各市町村において、洪水ハザードマップを作成し、配布 ・気象台において、ハザードマップ策定に関する助言を実施	2-A
			<u>課題</u> ・想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域及び家屋倒壊・流出をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食が発生することが想定される区域等が未公表 ・想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定が必要	
	住民等への情報伝達	住民等への情報提供	<u>現状</u> ・雨量・水位等の情報や避難情報を様々なツールで提供 <u>課題</u> ・観光客（外国人等）への提供が必要	2-B
住民等への情報伝達	CCTVカメラ映像の提供	<u>現状</u> ・CCTVカメラ映像の一部を、河川管理者、ダム管理者においてHPで公開 ・一部の市町村において、河川管理者等のHPとリンクし公開 <u>課題</u> ・より多くのCCTVカメラ映像を公開していく必要あり ・より多くの市町村で、河川管理者等のHPとリンクし、公開していく必要あり	2-C	

事項	項目	内容	現状・課題	
住民等への周知・教育・訓練に関する事項	避難に関する教育、訓練	避難に関する広報	<p><u>現状</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・木曾川下流河川事務所 HP において、自宅の位置や避難のタイミング、避難経路を入力することで、その場で範囲的な避難シミュレーションを実施することができる「木曾三川下流域『動く』高潮・洪水ハザードマップ」等を公開 ・市町村において避難に関するさまざまな広報を実施 ・気象庁 HP の「知識・解説」において、水害に関する防災気象情報の活用例などを掲載 ・ダム情報について、情報表示盤に表示 	2-D
			<p><u>課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域避難が必要と思われる場合の早期段階における住民避難の促進のための広報のあり方、戦略を検討することが必要 ・広域避難に伴う早期避難に対する住民受容、理解促進を図ることが必要 ・地域の水災害リスク、広域避難の必要性に関する理解、主体的な意思決定による広域避難や日頃からの備えの促進を図ることが必要 ・より有効な意識啓発や共助支援のための資料・ツールの作成が必要 ・大規模水害に対する社会的気運を醸成するための意識啓発の実施が必要 	

事項	項目	内容	現状・課題	
住民等への周知・教育・訓練に関する事項	避難に関する教育、訓練	避難に関する教育	現状 ・各市町村等において、避難に関する教育を実施	2-E
			課題 ・防災・減災について意識の低い住民の意識向上の必要あり	
	避難に関する訓練	避難に関する訓練	課題 ・学校防災教育における意識啓発の手法・内容の検討、およびそれに資するツールの作成が必要	2-F
			現状 ・自治会における訓練を支援	2-G
		課題 ・関係機関が連携した避難訓練を実施していく必要あり		

3) 的確な水防活動のための取組の現状と課題

事項	項目	内容	現状・課題	
水防活動・水防体制に関する事項	河川水位等の情報提供等	水防警報の提供	現状 ・木曽川下流河川事務所において、基準水位観測所の水位に基づいて、「水防警報」を発令 ・川の防災情報や気象庁HPで「洪水予報」を一般に公開 ・各市町村において、地域防災計画等に水防警報を位置付け	3-A
			課題 ・一般向けに公開している「川の防災情報」等を水防活動実施者が充分活用されていないおそれあり	

事項	項目	内容	現状・課題	
水防活動・水防体制に関する事項	水防活動の実施体制	水防活動の実施者	<u>現状</u> ・水防活動は消防団等が担っている <u>課題</u> ・水防活動実施者の高齢化により水防工法技術が伝承されにくくなっている ・サラリーマン化による昼間の人員確保が困難	3-B
	水防資機材の整備状況	水防資機材の備蓄状況	<u>現状</u> ・木曾川下流河川事務所や市町村、県において、土のう袋やロープ、ブルーシートなどの水防資機材を水防倉庫に準備 <u>課題</u> ・複数箇所の水防対応や大規模な対応が必要となった場合の資機材の不足 ・各機関の備蓄情報が共有されていない ・資機材の提供ルールが定まっていない	3-C
	重要水防箇所の公表等	重要水防箇所の公表及び重要水防箇所合同巡視の実施	<u>現状</u> ・重要水防箇所を木曾川下流河川事務所HPで公表 ・水防活動実施者との連携強化を図るため、合同巡視を実施 <u>課題</u> ・重要水防箇所が認知されていない	3-D
市町村庁舎の水害時における対応に関する事項	市町村庁舎の浸水対策	市町村庁舎の浸水対策の実施状況	<u>現状</u> ・浸水想定区域内に庁舎があるため、浸水対策を実施済み又は鋭意対策中 <u>課題</u> ・想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が未公表のため、木曾川下流河川事務所から市町村に想定浸水深を提供できていない	3-E

4) 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組の現状と課題

事項	項目	内容	現状・課題	
氾濫水の排水に関する事項	排水設備の操作・運用	排水設備の操作・運用状況	<u>現状</u> ・樋門等は、平常時から定期的な保守点検を行うとともに出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施	4-A
			<u>課題</u> ・排水設備の位置、規模等の情報を関係機関で共有できていない	
	災害対策車両等の操作・運用	災害対策車両等の操作・運用状況	<u>現状</u> ・防災イベント等において排水ポンプ車や照明車等、災害対策車両の展示を実施 ・災害対策車両は、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、操作に携わる職員等への操作訓練を実施し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保	4-B
		<u>課題</u> ・木曾川下流河川事務所等で所有している災害対策車両に関する情報の市町村への周知が不十分		
	排水計画	排水計画の策定状況	<u>現状</u> ・計画規模を上回る高潮・洪水による濃尾平野の広域かつ甚大な浸水被害を想定し、「濃尾平野の排水計画」を策定	4-C
			<u>課題</u> ・より具体的な計画となるよう、排水計画の改定が必要	

5) 河川管理施設の整備に関する取組の現状と課題

事項	項目	内容	現状・課題	
河川整備に関する事項	洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施	洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施状況	現状	5-A
			課題	
河川整備に関する事項	危機管理型ハード対策の実施	危機管理型ハード対策の実施状況	現状	5-B
			課題	
その他防災・減災に資する整備に関する事項	防災拠点等の整備	防災拠点等の整備状況	現状	5-C
			課題	

5. 減災のための目標

木曾三川下流部は、我が国最大の海拔ゼロメートル地帯に位置することから、洪水や高潮で堤防が被災した場合には、広範囲かつ長期にわたって浸水被害が生じるおそれがあるとともに、市街地での人的被害や海水の影響による農業への被害を含む社会経済被害などが想定される。そのため、平成32年度までに、木曾三川下流部の大規模な水害に対し、これまで以上に管内の自治体と連携し、「住民の防災意識の向上」、「人的被害・社会経済被害の最小化」を目指すものとする。

【5年間（平成32年度まで）で達成すべき目標】

木曾三川下流部の大規模な水害に対し、これまで以上に管内の自治体等と連携し、「住民の防災意識の向上」、「人的被害・社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模な水害：

想定し得る最大規模の降雨に伴う高潮・洪水による氾濫被害

※人的被害の最小化：

大規模な水害が発生した際の人的被害を少しでも軽減

※社会経済被害の最小化：

大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

また上記目標達成に向け、今後概ね5年間で河川管理者が実施するハード対策（洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策、その他防災・減災に備えるハード対策）に加え、木曾三川下流部において、次の項目を3本柱とした取組を実施する。

- 1) 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動（広域避難含む）のための取組
- 2) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
- 3) 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防・排水活動の取組

6. 概ね5年間で実施する取組

昭和34年9月の伊勢湾台風における高潮・洪水により広範囲かつ長期間の浸水被害を経験した木曾三川下流部において、再び施設能力を上回るような高潮や洪水が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な内容は以下のとおり。

※主な取組項目に記載する英字は、「4. 現状の取組状況と課題」との関連を示す。

※取組機関は以下のとおりとする。

河川管理者：木曾川下流河川事務所

市町村：海津市、愛西市、津島市、弥富市、蟹江町、飛島村、桑名市、木曾岬町

県：岐阜県、愛知県、三重県

气象台：岐阜地方气象台、名古屋地方气象台、津地方气象台

ダム管理者：木曾川上流河川事務所、（独）水資源機構中部支社

実現プロジェクト：木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト

※青書きは、「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」で取り扱う取組

1) 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動のための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
1-A 1-C	氾濫域にある全ての市町村との間で市町村の避難勧告と連動したタイムラインの策定・運用	平成 29 年 5 月	河川管理者 市町村 気象台※ ※策定に関する助言
1-B	堤防決壊のおそれがある場合等に実施する首長等への情報伝達（ホットライン）における情報伝達内容の整理及びホットラインの訓練の実施	平成 28 年度～	河川管理者 市町村 気象台※ ※訓練のみ
1-D	木曾三川に係る市町村の避難勧告等の発令状況の木曾川下流河川事務所 HP での一括公表及び一括公表に向けた発令状況伝達ルールの確立	平成 28 年度中 （ルール確立） 平成 29 年 5 月 （HP 公表）	河川管理者 市町村※ ※ルール確立のみ
1-E	「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」での取組 ・広域避難の意思決定タイミング・意思決定体制・広報体制の確立	引き続き実施	実現プロジェクト
1-F	「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」での取組 ・広域避難先の確保 ・避難経路の設定 ・逃げ遅れた住民の緊急避難誘導體制の確立	引き続き実施	実現プロジェクト
1-G	避難誘導実施者との連絡体制の再確認及び夜間、荒天時における避難誘導體制の検討	平成 28 年度～	市町村
1-H	「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」での取組 ・広域避難におけるバスの活用 ・広域避難における鉄道の活用	引き続き実施	実現プロジェクト

主な取組項目		目標時期	取組機関
1-I	「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」での取組 ・広域避難先の確保 ・避難経路の設定	引き続き実施	実現プロジェクト
1-J	円滑かつ迅速な避難のための避難所までの案内看板等の設置の拡充	引き続き実施	市町村

2) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
2-A	想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図の策定・公表	平成28年12月	河川管理者
	想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・公表	平成29年度～	市町村 気象台※ ※策定に関する助言
2-B	「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」での取組 ・観光客の避難誘導・支援の検討・体制確立	引き続き実施	実現プロジェクト
2-C	洪水に対しリスクの高い箇所の状況を確認できる CCTV カメラ等の整備及び CCTV カメラ映像の提供箇所の拡充、市町村 HP での公開の拡充	引き続き実施	河川管理者 市町村 県 ダム管理者
2-D	「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」での取組 ・広域避難の意思決定タイミング・意思決定体制・広報体制の確立 ・地域住民の自助力・共助力の向上	引き続き実施	実現プロジェクト
2-E	学校、自治会、定住外国人等に対する水害教育の拡充	引き続き実施	河川管理者 市町村 県 気象台
2-F	「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」での取組 ・地域住民の自助力・共助力の向上	引き続き実施	実現プロジェクト

主な取組項目		目標時期	取組機関
2-G	円滑かつ迅速な避難に向けた関係機関が連携した避難訓練の実施	引き続き実施	河川管理者 市町村 県

3) 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防活動・排水活動の取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
3-A	氾濫域にある全ての市町村との間で市町村の避難勧告と連動したタイムラインの策定・運用（再掲：1-A、1-C）	平成 29 年 5 月	河川管理者 市町村 気象台※ ※策定に関する助言
3-B	避難誘導実施者との連絡体制の再確認及び夜間、荒天時における避難誘導體制の検討（再掲：1-G）	平成 28 年度～	市町村
3-C	水防に万全を期すための水防資機材の備蓄量の拡充及び水防資機材の保有状況の共有化	引き続き実施 （拡充） 平成 29 年 5 月 （共有化）	河川管理者 市町村 県 ダム管理者
3-D	重要水防箇所等、洪水に対してリスクの高い箇所の周知の方法の検討及び水防活動実施者との連携強化を図るための合同巡視の実施	引き続き実施	河川管理者 市町村※ ※合同巡視のみ
3-E	想定し得る最大規模の降雨による市町村庁舎の想定浸水深の提供及び対策の必要性の検討	平成 28 年 12 月 （浸水深提供） 平成 29 年度～ （対策検討）	河川管理者※ ¹ 市町村※ ² ※ ¹ 浸水深提供のみ ※ ² 対策検討のみ
4-A	浸水被害発生時における迅速な排水に資するための排水設備の位置、規模等の情報の共有化	平成 28 年度～	河川管理者 市町村 県

主な取組項目		目標時期	取組機関
4-B	災害対策車両の機能等の周知を図るための防災イベント等における積極的な展示及び市町村、県等を含めた防災業務従事者の操作技術習得のための操作訓練の実施	引き続き実施	河川管理者
4-C	排水計画の見直し早期の復旧、復興のため、氾濫水を迅速に排水するための排水計画の改定の実施	適宜実施	河川管理者

4) 河川管理者によるハード対策（洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策、その他防災・減災に備えるハード対策）

主な取組項目		目標時期	取組機関
5-A	洪水氾濫を未然に防ぐための対策として、流下能力対策、浸透対策、パイピング対策の実施	引き続き実施	河川管理者
5-B	越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう天端保護の実施	引き続き実施	河川管理者
5-C	迅速な防災活動に資するための防災活動拠点の整備	引き続き実施	河川管理者
	防災活動拠点の的確・円滑な運用に向けたルールづくりの実施	引き続き実施	河川管理者 市町村 県

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

今後、本取組方針に基づき減災対策を推進し、毎年出水期前に協議会を開催し、取組の実施状況の確認を行うとともに、必要に応じ、本取組方針の見直しを行う。

また実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

以上